令和７年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置の状況

令和７年度の包括外部監査の結果に基づいて講じた措置については、以下のとおりです。

【知事部局】　（単位：件）

特定の事件（テーマ）	監査結果 A		措置済 B	**今回措置を講じたもの C**	措置済でないもの A－B－C
外郭団体に対する事務の執行について	指摘	２９	－	２４	５
	意見	５２	－	３０	２２

令和７年度包括外部監査結果に基づく措置状況【テーマ：外郭団体に対する事務の執行について】

指摘…法令や規則等に違反している事項、不当な事項等
意見…自治体運営の経済性・効率性・有効性、公平性、正確性を踏まえた結果、改善することが望まれる事項

テーマ：外郭団体に対する事務の執行について【指摘２９、意見５２】

NO.	記載頁	種類	対象	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
1	68	意見	県	外郭団体への県の関与の在り方に対する方針の検討について	包括外部監査の結果、【指摘】29件、【意見】52件を識別しており、外郭団体の位置づけ、県の財務リスクに関連する経営悪化に伴う指摘・意見も存在する。当該指摘・意見については、個別に措置等を検討いただきたい。 また、外郭団体に対する県の関与の在り方について、これまでも政策総点検や県政再生プログラム、行財政改革指針、行財政改革アクションプラン等において見直しの考え方を示し、財政・人的支援の見直しによる外郭団体の解散、統合、事業縮小や補助削減等に取り組んできたが、改めて社会経済情勢の変化を踏まえながら、県における外郭団体の位置づけ・意義等の検証を行い、経営モニタリングに関する県としての考え方など、県の関与の在り方を整理し、方針を検討することが望まれる。なお、今回の包括外部監査において、複数の外郭団体に対し類似の指摘・意見が発見されている（例：賞与引当金の法定福利費の未計上）。これは各部署で外郭団体管理を行っていることが一因と考えられるため、例えば県全体の外郭団体指導基準の策定、各部署間で外郭団体の財務事務上のミス・課題等を共有する仕組み、外郭団体の経理担当者に向けて合同の研修会など、横断的な対応を検討することも有効であると考えられる。	今後対応		当県では、平成１７年度の政策総点検を経て、３つの財団を廃止し、さらに平成１８年度に策定した行財政改革大綱、平成２１年に策定した行財政改革指針、平成２２年に策定した行財政改革アクションプランにおいて見直しの方針を定め、２４団体の解散、統合を行うなど、その方針に従い着実に実行してきた。また、外郭団体等の健全経営促進のため、法人の協力のもと、法人の事業概要や財務状況、法人への関与の状況（県補助金の交付状況等）などを県公式ホームページに公表し、経営状況等についてモニタリングを行ってきた。 今回のご意見を踏まえ、令和９年度に策定予定の行財政運営指針（仮称）と併せて方向性を検討する。	行政管理課 財政課
2	69	意見	県	外郭団体の在り方の評価・検討について	人口減少や少子高齢化の更なる進行等の中で、持続的な行政運営のためには、真に行政が果たすべき役割を再定義し、限られた行政資源の適切な配分を行わなければ、持続可能な行政経営が困難となっている。これは、外郭団体が関係する事業も例外では無く、県ではこれまでも政策総点検や県政再生プログラム、行財政改革指針、行財政改革アクションプラン等において見直しの考え方を示し、財政・人的支援の見直しによる外郭団体の解散、統合、事業縮小や補助削減等に取り組んできたが、改めて社会経済情勢の変化を踏まえつつ、必要性も含めた検証を行い、あるべき姿の明確化と実現に向けた取組みを継続されることが望まれる。 現状は、外郭団体自体の必要性を評価・検討する県としての考え方や機会が必ずしも明確ではない。そのため、外郭団体の必要性を検討するにあたり、重要な観点を12ページに記載した公益性と必要性と仮定し、外郭団体の出資背景と設立主体から、各団体をグルーピングし、各グループの事業継続評価の方向性について意見を述べる。今後、外郭団体の事業継続の評価・モニタリングについて検討するにあたり、参考にしていただきたい。	今後対応		当県では、平成１７年度の政策総点検を経て、３つの財団を廃止し、さらに平成１８年度に策定した行財政改革大綱、平成２１年に策定した行財政改革指針、平成２２年に策定した行財政改革アクションプランにおいて見直しの方針を定め、２４団体の解散、統合を行うなど、その方針に従い着実に実行してきた。また、外郭団体等の健全経営促進のため、法人の協力のもと、法人の事業概要や財務状況、法人への関与の状況（県補助金の交付状況等）などを県公式ホームページに公表し、経営状況等についてモニタリングを行ってきた。 今回のご意見を踏まえ、令和９年度に策定予定の行財政運営指針（仮称）と併せて方向性を検討する。	行政管理課 財政課

NO.	記載頁	種類	対象	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
3	76	意見	県	外郭団体の活動に対する評価体制の整備	（１）（２）で述べたような外郭団体に対する県の関与の在り方や、外郭団体の在り方を整理し、必要な見直しを行うためには、外郭団体の活動成果や効率的な運用について、その設立の目的に沿ったものとなっているかどうか、県として評価する仕組みを構築することが望まれる。 この評価の仕組みについては、県全体としての外郭団体のあり方を踏まえた上で、どのような枠組みとするかを県として検討し、その考えに合わせて各課が対応することが望まれる。評価の仕組みを検討するにあたっては、設立目的に照らし、各外郭団体の活動成果を評価するに適した評価指標（KPI）を設定し、その達成度合いや県としての評価を県民に公開することで、より県民への適切な情報開示と説明責任が進むことが考えられる。例えば、現在HPで公開している「県出資等法人の事業内容、経営状況、公的支援等について」の中で、それぞれの団体の評価指標を合わせて公表することが考えられる。なお、地方独立行政法人は、別途評価委員会内で評価している。 評価指標の設定については、外郭団体が実施している事業是非に対する評価（事業目的の社会適合（公益性）、外郭団体の優位性（必要性））と、財務面の評価（営業利益等の持続可能性）の2つの観点から行うことが望まれる。 例えば埼玉県では、指定出資法人に対して中期経営計画の進捗管理と、目標についての具体的な数値目標を設定し、その達成状況について各年度終了後にHPで公表している。大阪市では、対象事業活動に対する実績の評価と、財政運営の実績の評価の2つの評価を実施しているため、参考にされたい。	今後対応		当県では、平成１７年度の政策総点検を経て、３つの財団を廃止し、さらに平成１８年度に策定した行財政改革大綱、平成２１年に策定した行財政改革指針、平成２２年に策定した行財政改革アクションプランにおいて見直しの方針を定め、２４団体の解散、統合を行うなど、その方針に従い着実に実行してきた。また、外郭団体等の健全経営促進のため、法人の協力のもと、法人の事業概要や財務状況、法人への関与の状況（県補助金の交付状況等）などを県公式ホームページに公表し、経営状況等についてモニタリングを行ってきた。 今回のご意見を踏まえ、令和９年度に策定予定の行財政運営指針（仮称）と併せて方向性を検討する。	行政管理課
4	79	指摘	県	仕様書に記載事項の未実施	県営住宅管理代行業務の委託料の内訳は【図表5－2－1】のとおりであり、収納業務に関する委託料は、管理事務費に含まれている。管理事務費は、一部を除き、精算不要となっているが、収納業務の委託費積算にあたり、実施していない督促に関する業務に該当する分は含まれていない。そのため、委託費が過剰となっている状況ではないが、外観上、仕様書に記載の業務を実施していないように見受けられてしまうことから、今後も公社で実施する見込みがない場合は、該当箇所を仕様書から削除するか、業務が発生した場合に追加で委託費が発生する場合がある旨など記載するべきである。 【図表5－2－1】 略	措置済	令和８年度	令和８年度管理代行契約において、仕様書の内容について再精査を行うなどの事前調整を行った。	住宅課 （住宅供給公社）

NO.	記載頁	種類	対象	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
5	80	意見	県	長期保有している公有土地の使途検討	各資産についての、現状は以下のとおりである。 ①りはとぴあ整備事業 県と下呂市との間で売却について協議が進められており、令和7年度中に県が土地開発公社から土地を買い戻し、下呂市へ売却が行われる予定である。県が土地開発公社から買い戻す価格は、当初の土地取得に要した費用＋平成8年から売却に至るまでの事務費＋管理費等の合計である約28.5億円とされている。令和6年度期末残高約28.1億円から、売却時期と予定されている令和8年3月までの間に、一部土地に残存が確認されていたコンクリートなどの撤去を公社が行ったこともあり、事務費や管理費も含めて約28.5億円程度まで増えると見込まれている。一方、バブル崩壊後、地価が下落していることから、県が下呂市に売却する価格は、約3.3億円と予定されている。そのため、土地開発公社から買い戻す約28.5億円 と、県が下呂市に売却する価格約3.3億円の差額約25.2億円については、県が負担する結果となり、公金が投入されることとなる。 そもそも当該土地の購入は、平成7年度に県が策定した障がい者総合リハビリテーション施設「りはとぴあ（仮称）」整備基本計画を踏まえ、県が土地開発公社に依頼したものである。しかし、平成17年度の政策総点検において、りはとぴあ構想が中止となったため、下呂温泉病院の移転・新築や下呂市の交流会館用地として一部買い戻し・売却を行った以外の土地が、現在まで塩漬けとなっているものである。 県としては、今回下呂市と合意に至るまで、庁内での検討会議や、全庁的な活用方策の検討調査、政府機関の移転誘致などの提案など、対応を検討してきたと伺っており、県としても様々な方面から検討したことは理解できる。しかしながら、約25.2億円もの損失が発生する現状を考えると、もう少し早い段階で用途を確定又は売却先を決め、公社へ支払う利息を最小限に止めることはできなかったのか、については言及せざるを得ない。土地開発公社が当初取得した費用（用地費）は、約20.9億円であり、事務費及び管理費等で約7.6億円の上乗せとなっており、買い戻しに時間を要したことから損失額が大きくなったことは否めない。現在は、次に述べる②を除いて長期保有している土地はないが、今回の件を教訓に、同様の事態にならないように留意されたい。	措置済	令和８年度	令和８年３月に、土地開発公社から当該土地を取得し、下呂市へ売却済み。	用地課 健康福祉政策課 （土地開発公社）
					②公共目的事業 当初は、県の教育事業用地として活用の予定があり、土地開発公社が取得したものである。ただし、県の方針変更から、当初の計画がなくなり、現状県での使用目的がないことから、県は買い戻しておらず、結果的に土地開発公社が長期的に保有しているものである。県と土地開発公社の契約では、取得に要した費用のほかに、事務費と管理費を上乗せして買い戻すことになっている。事務費及び管理費は、土地を管理するためにかかる人件費その他費用であり、土地開発公社での保有期間が長くなれば長くなるほど、積み上げられるものである。令和6年度末において、当初の予定どおりに過去県が買い戻した場合の買い戻し金額である79百万円と、事務費＋管理費が積みあがった現在の買い戻し金額87百万円の差額が既に7.7百万円生じている。今後も、保有期間が長くなれば長くなるほど、買い戻し金額が多額になる。 県では当初の目的に限らず、その他の用途での利用機会を関係機関に問い合わせて検討しているところである。買い戻し金額が大きくなるほど、県民の負担は大きくなる。本来、住宅地や商業地として利用可能であることも考えられるが、現状のように利用されていない場合、地域の経済活動を妨げているリスクも考えられる。県は早急に、対応を検討することが望まれる。	実施中		当該土地については、幅広く利用の方向性を見据えた上で、引き続き検討する。	用地課 教育財務課 （土地開発公社）
6	83	意見	県	公社への代行管理業務の評価を踏まえた入居者アンケートの実施	県が、住宅供給公社が管理代行業務を適切に実施しているか否か、入居者からの声を聞く機会がない状況である。長寿命化計画における適切な点検や修繕を実施するためにも、入居者アンケートは有用であると考えられることから、実施を検討することが望まれる。	実施中		関係者と協議を実施するなど検討を行う。	住宅課 （住宅供給公社）

NO.	記載頁	種類	対象	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
7	83	意見	県	他の地方独立行政法人病院や近隣病院との連携の推進	そのような考え方の中で、県内の地方独立行政法人病院間の連携強化について検討を進めることは重要であるといえる。もともと、地域の実情に応じた基幹病院としての機能の強化と、近隣の医療機関との連携を推進するために、3病院を1つの法人にするのではなく、それぞれ独立して法人化したものと理解している。しかしながら、下呂温泉病院は地域柄、近隣といえども高山赤十字病院は車で1時間ほどの距離であり、近隣と呼ばれる医療機関との連携だけでは、医師の獲得や事務の効率化は限界があるともいえる。他の2病院との連携を行うことで、システムを踏まえた事務の統合による効率化や、物品の共同購入による単価の削減などのメリットが考えられる。総合医療センター及び多治見病院にとってのメリットも考えながら、県全体として最適な状態となるように、地方独立行政法人間での連携強化について、県と各法人とが今後十分に検討することが望まれる。	実施中		近隣病院との連携について、下呂温泉病院は、高山赤十字病院等飛騨圏域の急性期病院や自治体・地域医師会等を構成員として令和７年10月に設立した「飛騨地域医療連携協議会」に参加して、圏域の医療体制について協議しているほか、金山病院等下呂市立医療機関と令和７年７月に機能集約・分化と診療連携に向けた連携協定を締結し、具体的な議論も始めているため、県としても適宜必要な助言等の支援を行っていく。 地方独立行政法人病院間の連携強化については、毎年開催している「県立病院連絡会議」等の場を活用し、各法人の実情や意向も確認しながら、推進可能な取組等について検討を進めていく。	医療整備課（地方独立行政法人下呂温泉病院）
8	84	意見	県	岐阜県森林公社と木曽三川水源造成公社の統合の検討	県としては、木曽三川水源造成公社には、岐阜県外の自治体が出資者となっていることも踏まえ、そもそもの公社の成り立ちが異なることから、別の公社として事業を行う必要があると考えている。 しかしながら、事務も一部共同的に実施している中で、事業内容も類似の事業があることから、統合について検討の余地があると考える。岐阜県外の自治体の出資者もあることから、岐阜県だけで検討できるものではないが、メリットとデメリットを踏まえ、将来的には、統合に向けた検討を行うことが望まれる。	今後対応		出資者及び事業目的が違う事から現状では統合は難しいと考える。今後、両公社の経営改善の状況を踏まえ、メリットとデメリットを整理した上で、統合について検討する余地はあると考える。	森林保全課（森林公社・木曽三川水源造成公社）
9	85	意見	県	滞留土地に対する貸付金回収	県としては、貸し付けた267百万円が全額回収できない場合、県民の税金によって返済されない部分が補填されることになる。そのため、全額回収できるよう、県としても状況を注視する必要がある。売却交渉状況も含めた返済計画を公社から書面で入手し、定期的に説明を受けるとともに、県も積極的に売却地を検討するなど、売却に向けて支援をすることが望まれる。	実施中		償還期限である令和11年3月末までの売却交渉工程表を含む返済計画書の作成及び提出を公社に依頼済みであり、その進捗状況については四半期ごとに説明を受ける予定である。 また、県としても売却候補先への当該地の斡旋を行っているところである。	農村振興課（農畜産公社）
10	86	意見	県	東濃牧場が県から借り受けている資産	使用不可となっている指定管理業務で必要な資産は、代替措置により業務が滞りなく実施されている。また、担当課では資産の更新手続きが進められているが、今後も指定管理業務で必要な資産であれば、県は、公社からの機器更新の要求を受け、資産の更新をすることが望まれる。 【図表5－2－4】使用不可となっている借受資産　略	措置済	令和８年度	【図表5－2－4】使用不可となっている借受資産のうち、公社から要求を受けた5112農林用ホイールトラクタについては、令和８年度当初予算により購入した。 今後も、指定管理業務が滞りなく実施されるよう、指定管理業務で必要な資産については適宜更新を行う。	畜産振興課（農畜産公社）
11	87	意見	県	使用料に関する条例の見直しの検討	各施設の使用料が、条例で定める施設利用料の上限となっていること自体に問題はなく、条例の範囲内で令和7年4月に使用料改定を実施した施設もある。一方で、利用料が条例の上限になっている施設もあり、これ以上使用料を改定できない状況も一部で見受けられる。昨今の物価高騰等の影響により、管理運営の負担が大きくなる中、受益者負担の原則に伴い、現状の条例に定められている使用料の水準が妥当であるか検討すること	措置済	令和８年度	令和7年度に物価高騰などを踏まえ利用料金を見直すこととし、条例改正済み。	文化創造課（岐阜県教育文化財団）

NO.	記載頁	種類	対象	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
					は重要であり、定期的な見直しを検討されたい。 　特に、セラミックパーク美濃は令和6年度、赤字が計上されており、現状のままでは施設を継続して運営していくために、県や他自治体が指定管理者であるセラミックパーク美濃に対して支払う指定管理料を上げなければならない状況になることも考えられる。施設の持続的な運営のためには、管理施設であるセラミックパークMINOの収益改善は急務である。外郭団体であるセラミックパーク美濃に対しても、後述意見11にて利用料金改定の意見を記載しているが、県においても上限に達している利用料金については条例改正も含めた検討が望まれる。	措置済	令和８年度	近年の物価上昇や施設運営経費の増加の状況、並びに他の類似施設の料金水準等を総合的に勘案し、条例に定める利用料金の上限額について見直しを実施した。その結果、令和8年4月1日付けで上限額の引き上げ改定を行ったところであり、これにより指定管理者においても、実態に即した料金設定が可能となる環境を整備した。	地域産業課（セラミックパーク美濃）
						措置済	令和８年度	物価高騰等踏まえ、単価を見直し済み。	地域スポーツ課（岐阜県スポーツ協会）
12	89	意見	県	委託費を全額精算する契約の是非についての検討	監査人としては、現状の完全精算型を廃止することで、以下のようなメリットを挙げる。 ・公社に一定、剰余金の積立を認めることで、コスト削減や業務効率化に対するインセンティブが高まる ・管理費等について適正水準を設定することで、その範囲での経営努力を定量化し、見えやすくなる ・インセンティブ等の効果により、外郭団体としての自主性や経営責任が生まれる 　このようなメリットを踏まえ、完全精算型となっている現在の契約について、例えば各事業費・管理費について適正な水準について検討した上で、段階的な一部精算型へ移行など、完全精算型とするあり方の是非について、検討することが望まれる。	今後対応		公社への委託料の財源は流域関連市町からの負担金であり、県単独では精算方法の見直しを判断することは難しいため、令和８年度の流域関連市町との会議において、ご意見いただいた内容について説明をする予定。	下水道課（浄水事業公社）
13	92	指摘	公益社団法人岐阜県教育文化財団	資金残高の照合	規程に合わせて毎日の残高確認を行うべきである。一方で、担当者が毎日入金額をチェックしており、経営管理課長が確認するのは、現状実施している週に一度の確認で十分にリスク管理ができていると財団として認識しているのであれば、規程を実態に合わせて、週に一度の確認として改定するべきである。	措置済	令和８年度	現状実施している現金の取扱いでリスク管理は十分であることから、財団会計処理規程の内容を実態に合わせるよう、施設利用料の収入事務を委託していること、委託業者が収入した現金を財団の出納担当者に引き継いだ日を収納日としていること、出納役は残高確認を毎日しないこと等を内容とする同規程の改正議案を、令和8年6月12日開催の理事会に提出し決議を得た。	文化創造課
14	93	意見	公益社団法人岐阜県教育文化財団	県OBの役員選任	役員の選任にあたっては、その基準を明確にするとともに、特に県OBを採用する場合は、馴れ合いなどが県民から問題視されやすいため、採用する理由などを明記した上で評議員会の承認を受けることが望まれる。また、財団の発展にとって最適な役員構成であるかを、定期的に見直すことが望まれる。	措置済	令和８年度	評議員、理事、監事（以下「役員等」という。）の選任基準を策定した。 　県OBだけでなく、すべての役員等の新規選任について、評議員会の選任議案に選任の理由を明記することとし、6月29日開催の評議員会から実施する。 　最適な役員構成であるかの見直しは、役員等の任期満了のタイミングで必要であれば実施する。	文化創造課

NO.	記載頁	種類	対象	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
15	93	指摘	公益社団法人岐阜県教育文化財団	賞与引当金の未計上	当財団の給与規程において、6月と12月にそれぞれ期末手当の支給が明示されている。そのため、例えば令和7年度の決算においては、支給対象期間が令和7年12月～令和8年5月分である令和8年6月支給分のうち、令和7年12月～令和8年3月分について、令和7年度に帰属する費用として支給見込額を引当計上する必要を検討するべきである。その際、関連する法人負担分の社会保険料についても計上するよう留意されたい。	実施中		賞与引当金の予算計上の規定を追加する財団会計処理規程の改正議案を令和8年6月12日開催の理事会に提出し決議を得たことから、令和8年度の決算において、支給対象期間が令和8年12月～令和9年5月分である令和9年6月支給分のうち、令和8年12月～令和9年3月分について、令和8年度に帰属する費用として支給見込額（財団負担分の社会保険料を含む）を引当計上する。以降、毎年度同様とする。 なお、財団の人件費の一部に県補助金を充当しており、従来の予算は6月支給分（前年12月から当年5月分）、12月支給分（当年6月から11月分）として予算が付いていたため、上記の支給見込額を県所管課に予算の増額補正要求をすることになる。（9年度予算要求からは、当該年度帰属分（6月支給分：4月から5月分、12月支給分：6月から11月分、翌年度6月支給分：当年度12月から3月分、計12月分）の予算要求となる。）	文化創造課
16	97	意見	公益財団法人セラミックパーク美濃	利用料金の改定	昨今は人件費や光熱水費の高騰により、事業費や施設維持管理費が上昇する状況にあり、県からの負担金も令和4年度が30,771千円であるのに対して、令和６年度は36,658千円と増加傾向にある。 施設の継続的な運営のためには、収入を増加させることを検討する必要がある。そのため、条例の上限を踏まえ施設利用料の引き上げを検討することが望まれる。	措置済	令和８年度	県条例における利用料金の上限額が改定されたことを受け、当館においても利用料金を引き上げることとした。 作陶館については令和8年10月1日から、その他の施設については令和9年4月1日から（一部施設を除き）上限額まで改定を行う。	地域産業課
17	100	意見	公益財団法人セラミックパーク美濃	来場者アンケートの回収率の向上に向けた取組み	セラミックパークMINOは、利用者の貸館利用状況や、展示等の企画についてアンケートで得られる意見が、今後の運営をよりよくしていくために重要であるといえる。現在紙で実施しているアンケートについて、WEBアンケートやQRコードの活用など、回答方法を多様化させることや、回答者の中から抽選で割引券をプレゼントするなどのインセンティブの提供により、多くのアンケートの回収を行い、来館者からの意見の聴取、ニーズの把握を行うことが望まれる。	今後対応		WEBアンケートやQRコードの活用、回答者へのインセンティブの提供は有効な手法と考えているが、現時点ではシステム導入や景品等に係る予算の確保が難しい状況。今後、予算措置が可能となった場合には導入を検討し、利用者の意見収集の充実に努めていく。	地域産業課
18	101	意見	公益財団法人セラミックパーク美濃	利用促進協議会を含めた今後の在り方の検討	今後は、セラミックパークMINOの今後の利用促進をより具体的に協議していくために、県及び出資している市町村と連携し、担当者での協議を行うなど、より現状に即した意見交換を定期的に行う場を設けることが望まれる。	実施中		令和7年度には、県および出資市の担当者と、類似施設の視察および意見交換を実施した。令和8年度においても、担当者による視察と意見交換を継続的に行う計画としており、他施設の取組事例を参考にしつつ、当施設の利用促進に向けた具体的な検討を進めていく。	地域産業課
19	101	意見	公益財団法人セラミックパーク美濃	イベント参加者向上に向けた取組み	来場者を増やす取組みとして、実際に器を使ったお茶席の設置や、電動ろくろ体験などを実施している取組みもあるが、その他例えば、以下のような方法が考えられる。 ターゲット 取組み 地元住民 割引チケットの配布、地域の学校（陶磁器を学ぶ工業高校等）の出展などの連携 観光客 街歩き（窯元見学など）とのツアーの企画など ファミリー こども向けの陶芸体験、館内スタンプラリーなど その他、来場者投票の企画や、器を使った料理実演など、来場者参加型のイベントなど、来場者の増加につながるような取組みについて、引き続き検討することが望まれる。	実施中		提案のあった取組みについては、既に実施しているもの、検討を進めているものがある。地域の学校との連携については、陶磁器を専攻する学校へ展示会開催の打診を行っており、過去には実際に展示会を開催した実績がある。また、窯元見学ツアーについても、国際陶磁器フェスティバル美濃において実施した実績がある。 子ども向け陶芸教室についても、夏休み等の長期休暇期間を活用して実施したことはあるが、現在の作陶館の利用状況を踏まえると割引券を含め現時点での実施は難しい。また、スタンプラリー等についても実施には一定の予算が必要となるため、今後の予算状況を踏まえながら検討していく。	地域産業課

NO.	記載頁	種類	対象	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
20	102	指摘	公益財団法人セラミックパーク美濃	外郭団体所有の備品の管理	独自に調達した備品について、シールを貼るなどの管理を行い、県所有の管理物品と、セラミックパーク美濃が調達した物品を明確に区別できるようにするべきである。	措置済	令和８年度	セラミックパーク美濃が調達した物品について、識別用シールを貼付し、県有物品と明確に区別できるよう措置した。	地域産業課
21	104	指摘	公益財団法人セラミックパーク美濃	財務諸表に対する注記の一部開示の漏れ	適切な情報開示の観点から、固定資産の減価償却の方法として、車両運搬具の減価償却方法が定額法である旨を記載すべきである。	措置済	令和８年度	令和７年度決算書の注記において記載済み。	地域産業課
22	105	指摘	公益財団法人セラミックパーク美濃	減価償却費のセグメント区分の誤り	セグメントごとに費用を計上することは、各事業の経営状況の把握のために重要であると考えられる。そのため、飲食施設運営事業で使用されている製氷機については、適切に飲食施設運営事業で減価償却費を計上すべきである。	今後対応		現状、飲食施設事業の収益性を踏まえ、製氷機の減価償却費を物販施設事業にて計上しているが、事業別の収益性を適切に把握する観点からは、使用実態に基づく計上が必要であると認識している。 そのため、今後の飲食事業の運営方針の整理と並行して、飲食施設運営事業への計上に見直す方向で検討していく。	地域産業課
23	106	指摘	公益財団法人セラミックパーク美濃	賞与引当金の法定福利費分の未計上	賞与に係る社会保険料（法人負担分）については、賞与引当金計上時に併せて算定し、賞与引当金に含める又は未払費用として計上する必要がある。	措置済	令和８年度	令和７年度で計上済み。	地域産業課
24	109	指摘	一般社団法人岐阜県農畜産公社	長期保有農地の含み損（約250百万円）に対する減損について	現状、用途としては農地または公共用地として売却することしかできないことから、現在の価値は、19百万円が妥当であるといえる。そのため、取得時の価格として貸借対照表に計上されている267百万円と、現在の価値である19百万円と比較すると、247百万円の含み損となっている。下落率は92.5%となっており、50%以上の下落がみられることから、減損を行い、現在の適正な価値を開示すべきである。また、現在も売却のために周辺自治体への働きかけも行っているとのことであるが、県の協力も仰ぎながら、対応するべきである。	実施中		・長期保有農地の早期処分に向けて、売り払先及び差損処理方法などについて県及び本巣市等、関係機関と協議を実施し、段階を踏みながら売却に向けた取組を推進していく。 ・令和８年４月～　県農村振興課と今後の売却に向けた打合せを実施（月１回）。 ・令和８年６月　土地価格評価鑑定を委託。 ・令和８年６月　県農村振興課と「長期保有農地売却活動・返済計画」について協議。	農政課
25	110	意見	一般社団法人岐阜県農畜産公社	優良家畜育成事業の赤字改善、累積利益枯渇の可能性	令和7年度は過去累積利益が枯渇する可能性もあり、今後の事業経営においては、赤字を減らす、又は優良家畜育成事業を黒字化する必要がある。優良家畜育成事業については、預託方式にするなど県と公社が改善計画を策定し、進めているところである。今後は、改善計画の進捗状況や、当初の計画どおりの結果がでているか、などの評価を行い、モニタリングを行うことが望まれる。	措置済	令和８年度	令和７年度末で累積利益が枯渇し、基本財産を食い込む形になってしまった。今後の経営として自主財源の主体である優良家畜育成事業の黒字化が重要課題であることは認識している。現在、令和８年４月から県が定めた第５期指定管理の仕様書に基づき管理運営に当たっている。今後、計画の進捗状況の確認や、指標の評価を行ったうえで、計画の修正が必要であれば、早期に見直しを行っていくこととした。	農政課
26	110	意見	一般社団法人岐阜県農畜産公社	農地中間管理事業の作業効率化	公社は、当事業を行うにあたり、10万筆以上の農地に関する契約や入金の管理を行っており、契約管理といった事務処理に多くの時間を費やしている。今後さらに取引量が増えることも想定され、事務の効率化を検討する必要がある。 例えば、契約マスタのデータベース化による入金・現物情報の照合といったDX化の推進や、事務作業の棚卸を行い、ネックとなる作業の洗い出し・効率化への対応といったBPRにより、作業の最適化を行うことが望まれる。	措置済	令和８年度	・事務の簡略化・効率化を目指して、ＤＸ導入を推進すべく、外部専門家にシステム開発を委託。 ・令和８年７月に完成。完成後、順次、運用開始していくことで、作業の最適化を図った。	農政課

NO.	記載頁	種類	対象	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
27	111	意見	一般社団法人岐阜県農畜産公社	一般社団法人から公益社団法人への法人形態の転換について	このことから、今後も公益認定の要件は満たすことが想定され、公益法人化も可能であると考えられる。 外郭団体として公益目的で設立した趣旨から鑑みると、県民からの信用度を高めるためにも、公益法人化することは有用であると考える。また、法人税・源泉所得税・消費税等の税制優遇などもある。今後の事業の動向を踏まえ、法人形態の転換について検討されることが望まれる。	実施中		検討の結果、一般社団法人に移行申請した際に、公益事業として認定された「新規就農者・担い手支援及び農福連携事業」と、その後の変更認定で認定された「農産物の安全ブランド化推進事業」は、公益法人への移行申請の際もこのまま公益事業として認定されると思われるが、継続事業である2つの事業（「畜産生産基盤整備事業」と「農地集積・集約化事業」が公益事業として認定されるか疑問があることから、R8.7月以降に県の担当課に事前相談をかけることにしている。	農政課
28	111	意見	一般社団法人岐阜県農畜産公社	市中銀行からの借入と特定資産の積み立て	このような借入金の利率と、定期預金の利率の双方を念頭に、資金運用について検討することが望まれる。	措置済	令和８年度	令和７年度中に、市中銀行からの借入に替え、特定資産で当面更新等の予定がない「減価償却引当資産」について、一旦取り崩し運営資金に充てた。年度末資金の確保ができたので、当該資産の再積立を行った。令和８年度に入り同様の処理により運営資金を確保している。	農政課
29	112	指摘	一般社団法人岐阜県農畜産公社	備品保管場所の把握	台帳の所在の状況に関する情報については、台帳と実際の保管場所を明確にした上で、台帳には正しい場所を記載すべきである。	措置済	令和８年度	毎年12月に実施している現物実査の際に、備品の保管場所の確認を実施し、台帳に保管場所を明記する。合わせて、職員に対し備品の使用後は所定の場所に戻すよう指導した。	農政課
30	112	指摘	一般社団法人岐阜県農畜産公社	備品の廃棄	備品が台帳に記載されていると、物品管理の対象となる。使用していない備品についても物品管理の対象となり、その分事務作業が増えることになる。また、使用不可のものが、備品として法人の資産に計上されてしまい、正しい情報を開示しているとは言えない状況となる。効率化・適切な情報開示の観点から、不要となり、又は使用に耐えなくなった物品については、不用品とし整理、売却または廃棄するべきである	措置済	令和８年度	指摘を踏まえ、不要又は使用できない物品については、不用品として整理を行い、3月末に一部不用品の処分を行った。残りの不用品についても順次処分を実施。	農政課
31	113	指摘	一般社団法人岐阜県農畜産公社	賞与引当金の法定福利費分の未計上	賞与に係る社会保険料（法人負担分）については、賞与引当金計上時に併せて算定し、賞与引当金に含める又は未払費用として計上する必要がある。	措置済	令和８年度	令和7年度から賞与に係る社会保険料について賞与引当金として計上済みである。	農政課
32	115	指摘	一般社団法人岐阜県農畜産公社	賞与引当金の計上期間誤り	規程の対象期間に沿って、12月～3月の4か月分について、適切に賞与引当金を計上するべきである。	措置済	令和８年度	令和7年度から4か月分を賞与引当金として計上済みである。	農政課
33	115	指摘	一般社団法人岐阜県農畜産公社	ふれあい牧場事業用の固定資産の減価償却漏れ	当該備品が公社の所有となっている以上、公社が使用しているのか、委託会社が使用しているのかは問題ではなく、備品としての価値が時の経過に伴い減少している以上、減価償却は行うべきである。 【図表6－3－4】のとおり、現在の帳簿価額と、あるべき帳簿価額の差額が130千円発生しており、この分固定資産が過大に計上されている。 今後、当該備品については、あるべき簿価まで減価償却を行うべきである。	実施中		令和７年度決算において、当該固定資産の当年度分の減価償却を行った。	農政課

NO.	記載頁	種類	対象	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
34	116	意見	一般社団法人岐阜県農畜産公社	東濃牧場における現金管理	現金の締め作業者と確認者が同一となればチェック体制として機能しないだけでなく、複数の者が牽制し合って現金を管理することもできなくなってしまう。出納担当者（牧場長）が休暇の場合は、締め作業のみ行って確認作業をしない日も出てきている。締め作業者が牧場長の場合や、出納担当者（牧場長）が不在の場合でも確認作業ができるよう、あらかじめ出納担当代理者を定めておくことが望まれる。	措置済	令和８年度	公社事務決裁規程に「場長の専決事項及び場長に委任されている事項で場長が不在の時は、職区分の上位にある者が代決する。」と規定されており、これに基づいた処理が行われていなかったのが原因であることから、規定に基づき適正に処理するように指示を行った。また、場長が締め作業を行う場合には、事務決裁規程に定める職区分の上位にある者が確認者となることも指示した。	農政課
35	116	指摘	一般社団法人岐阜県農畜産公社	謝礼として受領した商品券の会計処理	保管されている商品券について、牧場長に質問したところ、特段の会計処理はしていないとのことであった。受領した商品券については、貯蔵品などの科目で資産計上すべきである。	措置済	令和８年度	保管された商品券は貯蔵品とし資産に計上し、受払簿に都度記載するよう徹底した。	農政課
36	119	意見	岐阜県土地開発公社	代替地の長期保有	県庁周辺の代替地については、県と有効利用に向けた協議を引き続き行っているとのことだが、県ではなく第三者への売却を検討する場合には、その方針を明確にして進めることが望まれる。	措置済	令和８年度	現在３箇所を県からの要望で、県に有償貸与している。今後、県が賃借を終了し、買取をしないという結論に至った場合には、第三者への売却を進めていくこととした。	用地課
37	120	意見	岐阜県土地開発公社	岐阜県住宅供給公社との共通経費	人件費についても、共通的経費と同様に負担割合が明確な場合は「職員人数割」とすることが望まれる。また、別表に記載の6つの費用以外の経費については「その都度両者の協議により定める」とされている。利益操作を防ぐ観点から、状況に変化がない場合は、基本的に同じ負担割合によって按分することが望ましい。経費の按分について再度確認し、上記の6つの費用以外の経費において、結果的に毎年同じルールに基づいて経費按分しているものがある場合は、協定書にその旨規定することで費用計上の透明化を図ることが望まれる。	措置済	令和８年度	負担割合が職員人数割とすべきものは職員人数割とし、状況に変化がないものは、基本的に同じ負担割合とした。 また、毎年同じルールに基づいて経費按分しているものは、協定書にその旨規定した。	用地課
38	121	意見	岐阜県土地開発公社	土地の鑑定意見を委託する不動産鑑定士に関する必要書類	不動産鑑定士が不動産鑑定業を営む場合には国土交通省又は都道府県に備える不動産鑑定業者名簿に登録が必要となり、国土交通省及び都道府県において登録証明を取得することが可能である。土地の鑑定評価を委託する場合には、中部地方整備局（国土交通省の地方局）又は岐阜県が発行する不動産鑑定業者としての登録証明の提出を求め、受託業者が土地評価の鑑定を依頼すべき適切な業者であるか確認することが望まれる。	措置済	令和８年度	意見に基づき、不動産鑑定業務を発注する際には、不動産鑑定業者としての登録証明を提出するよう依頼を行うこととした。	用地課
39	122	指摘	岐阜県土地開発公社	時価評価に使用する時価	土地開発公社経理基準第25条第3項に照らして考える場合、時価は販売見込み額から販売経費等見込み額を控除した価額であると定義されている。ソフトピアジャパンの分譲地のように、直近で分譲価額の見直し、販売価格（現時点の販売見込み額）が確定しているものについては、不動産鑑定士が算出した土地評価額ではなく、確定した販売価格を基に、時価である正味売却価額を算定する方がより実態に即しているといえる。なお、正味売却価額については、基準のとおり、販売見込額から今後発生する販売経費等見込み額（今後見込まれる広告宣伝費等）を控除し、販売による実質的な収入額を算定することが求められている。今後は、直近で販売価格が確定しているものについては、確定した販売価格を基に時価を算定し、土地の評価を行うべきである。	措置済	令和８年度	販売価格を公表している分譲地については、令和７年度決算から土地評価額ではなく販売価格を簿価との比較対象にすることとした。	用地課

NO.	記載頁	種類	対象	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
40	123	意見	岐阜県土地開発公社	不動産鑑定士から取得する土地の鑑定価格	不動産鑑定士から鑑定価格を取得する頻度は5年に1回であるが、岐阜県土地開発公社経理処理基準上では原則として鑑定価格を時価算定の基準としており、現在の運用頻度が妥当なものか不明である。そのため、鑑定価格の取得頻度について検討し、岐阜県土地開発公社経理処理基準の中で明文化されることが望まれる。	措置済	令和８年度	岐阜県土地開発公社経理処理基準の改正を行い、不動産鑑定の取得頻度を5年に1回とする旨の規定を明文化した。なお、取得頻度については監事（公認会計士）からの助言に基づき定めたものであるため、継続性の原則の観点から引き続き5年に1回とした。	用地課
41	125	指摘	岐阜県土地開発公社	賞与引当金の法定福利費分の未計上	賞与に係る社会保険料（法人負担分）については、賞与引当金計上時に併せて算定し、賞与引当金に含める又は未払費用として計上する必要がある。	措置済	令和８年度	令和７年度から賞与引当金計上時に併せて算定し、計上済み。	用地課
42	128	意見	公益財団法人岐阜県産業経済振興センター	ものづくり設備整備強化事業に係る損失補償契約における損失負担の不明瞭性	今後、損失補償契約を締結する際には、貸倒損失発生時における県と岐阜県産業経済振興センターの負担区分及び補償金額について、契約書において明確に規定することが望まれる。また、契約条文ごとに補償金額の算定根拠が異なることのないよう留意し、関係機関間で十分な確認を行った上で契約内容を確定することが求められる。	措置済	令和８年度	ものづくり設備整備強化事業における新規貸付けは令和３年度で終了しており、今後損失補償契約を締結することはないため措置は不要である。	商工労働政策課
43	129	意見	公益財団法人岐阜県産業経済振興センター	特定費用準備資金の使途の検討	当センターでは、県と協議を行い、対象を広げ利用を促進する方向で検討しているとのことである。来年度に向けて、必要な企業に支援が届くような事業となるよう、引き続き検討を行うことが望まれる。	今後対応		地域活性化ファンド資金については、令和７年度末に会計検査院よる検査を受けた結果をふまえ、残額として使用可能なものについては中小企業者に広く活用してもらうため、引き続き県地域産業課と補助対象とする事業の拡大について協議を行うこととしている。	商工労働政策課
44	129	意見	公益財団法人岐阜県産業経済振興センター	賛助会員の減少への対応	賛助会員を増やすためには、企業や個人にとって有用であると認識してもらう必要がある。岐阜県産業経済振興センターでは、情報検索サービスの無償提供や、図書・ビデオの無償貸し出し、講演会や研修会の優先案内や、定期刊行物の無償配布などを行っている。これに加えて、例えば企業の事業運営にとってアピールの場を作ることも一つの取組みとして考えられる。名古屋市産業振興公社では希望があった賛助員企業については、企業紹介のページをHPで作成し掲載している。このように、賛助会員にとってより有用な制度となるような取組みを検討し、賛助会員の増加につなげることが望まれる。	実施中		賛助会員制度の充実に向けた取組みについては、各部に対して賛助会加入のメリットを周知し、積極的な加入呼びかけを広く行っているところであり、引き続き制度の有用性を高めるための取組みを検討している状況である。今後も一層の制度改善に向けた検討を行っていく。	商工労働政策課

NO.	記載頁	種類	対象	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
45	130	意見	公益財団法人岐阜県産業経済振興センター	満足度調査の実施範囲	相談事業は、対面と電話、メールを組み合わせて複数回実施することもあるため、2,626件あったとしても2,626人の方が相談に来たわけではない。しかしながら、電話やメールでのみ相談する人もいることから、今後は、メールでの相談の人に対しても、WEBでのアンケート送付などを実施し、より多くの相談者の声を拾うことができる仕組みを検討することが望まれる。	実施中		コーデイネーターの相談対応は、現場訪問を基本とした伴走支援であり、電話、メールのみでの相談で完了する案件は、ほとんどない状況である。支援が概ね終了した時点で、伴走支援を実施した事業者にアンケート調査を実施する。	商工労働政策課
46	130	意見	公益財団法人岐阜県産業経済振興センター	モノづくりコーディネーター設置事業のKPI	モノづくりコーディネーター事業として重要なことは、相談する側が相談によって問題点が解決したかどうかの満足度にあるといえる。 より成果に対する評価を行うために、現状の相談件数に加えて、満足度調査の結果（満足と答えた人の割合）なども入れることが望まれる。	措置済	令和８年度	定量的なKPIである出張相談件数に加え、定性的な事業効果検証のため、訪問先企業への支援内容の的確性等のアンケート調査を行い、今年度の目標値（支援の的確性）は９８%とする。（R7実績：９７．７%）	商工労働政策課
47	131	意見	公益財団法人岐阜県産業経済振興センター	コーディネーターの採用時の提出書類	今後は、資格を有していることを客観的に確認するため、資格取得を証明する書類について提出を求めることが望まれる。	措置済	令和８年度	令和８年１月に実施した、令和８年度「モノづくりコーディネーター」募集より、履歴書に記載した資格について保有を証する書類（写し）を添付させることとした。	商工労働政策課
48	131	意見	公益財団法人岐阜県産業経済振興センター	相談内容のフォロー状況	全てのフォロー状況を確認する必要はないが、重要性が高い案件については、フォロー状況の確認・全体で共有することで、他の相談員の意見を聞く場もでき、より相談者の期待に沿った対応ができると考えられる。例えば相談受付表に、アフターフォローの必要性について、低・高で重要度を分け、重要性が高いと判断した案件については、事務局含め全体で共有することが望まれる。	措置済	令和８年度	従前より相談表中に、アフターフォローの必要可否及び理由を記載している。また令和８年度から、チーフモノづくりコーディネーターの職責を明確化し、各コーディネーターへの指導、助言、フォローアップを実施し、毎朝のミーティング及び毎月のコーディネーター会議においてアフターフォロー案件を含め、全体での情報共有や連携の促進を図る体制を構築した。	商工労働政策課

NO.	記載頁	種類	対象	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
49	133	意見	地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院	今後の減損計上の検討	令和7年度の決算に向けて、月ごとに将来キャッシュ・フローで見込んだ収益・費用の達成状況を確認し、乖離がみられる場合は、将来キャッシュ・フローの算定を達成可能である現実的な数値で算定しなおす必要がある。4～8月だけでみると、将来キャッシュ・フローで算定した推移はやや厳しい状況にもみえる。全国の病院が同様に厳しい状況にあると言われており、令和8年度の診療報酬改定によっても今後の収入は大きく影響を受ける可能性はある。令和7年度の決算においては、こういった国の動向も踏まえ、令和7年度の実績と推計の比較を行い、今後の将来キャッシュ・フローが確実に達成できる見込みであるかを十分に検討した上で、減損の認識判定について留意されたい。	措置済	令和８年度	令和７年度決算において減損会計を行った。	医療整備課
50	135	意見	地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院	経営改善に向けた取組み（外来患者の確保、医師確保）	①外来患者の確保について 双方の病院の個別の状況などを踏まえると単純に比較はできないが、同じ「不採算地区中核病院」でありどちらも地域的課題がある先である前提で、木曽病院と比較すると、入院患者数は多いものの、外来患者数は約50%程度となっている。 下呂温泉病院でも再編プランに基づき、色々な取組みを実施し、病床利用率は令和5年度の58.2%から、令和6年度には75.5%と改善しているところではあるが、地域の医療需要等も踏まえながら更なるダウンサイジングも含め、引き続き適正な病床数の検討を進めていただきたい。 また、高齢化に伴い通院が厳しい患者が今後増加していくことが見込まれる。訪問診療にも力をいれているとのことであるが、オンライン診療なども含め、地域住民にとってよりよい医療提供についても引き続き検討されることが望まれる。 ②職員給与費及び職員構成について 総務省が公表している公営企業年鑑において、県内の地方独立行政法人の3病院と木曽病院を比較した各業種の人員構成は以下のとおりである。 【図表6－6－4】職員構成について　略 比較すると、下呂温泉病院では平均経験年数が長い医師が多く、その観点から考えると定着率が高いということも考えられる。一方で、経験年数が高くなるほど給与水準が高い場合が多いと考えられることから、人件費の増加につながると考えられる。また、下呂温泉病院の医師の平均年齢は、総合医療センターや多治見病院と比較すると高く、今後更に平均年齢が上がる場合は、定年退職や健康上の理由による離職などから、医療サービスの継続性に不安が生じることが考えられる。 例えば、鳥取市立病院では、病院独自で奨学金（鳥取市立病院医師奨学金制度の概要）制度があり、当該病院で初期臨床研修（2年間）＋常勤医師として5年間の勤務を条件として返済免除を行っている。このような奨学金制度の設置も検討に、若手医師の獲得のための取組みについて積極的に検討することが望まれる。	今後対応		①現在、病棟を中心とした病院全体の機能再編プランの検討を行っている。外来・在宅体制の再編については、外来患者の確保に向けて、訪問診療の拡充やオンライン診療の実施など、通院が困難な患者に対しても十分な医療サービスを提供できる環境づくりが課題となっている。 これらの体制整備には人材確保や設備投資が必要であり、不採算診療科の整理や補助金の活用等も含め、費用対効果を考慮しながら、外来・在宅機能の再整備を検討中である。 また、広報用印刷物の院外での掲出や、市と協力した回覧板の活用などにより、外来診療の周知の強化を図っている。 ②職員給与費及び職員構成については、医療サービスを継続して提供するため、病院ホームページに募集案内を掲載するとともに、研修協力施設として大学病院等から専攻医を受け入れるなど、若手医師の確保に努めている。	医療整備課
51	137	意見	地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院	診療科別の経営状況の把握	診療科ごとの経営状況を把握することは、現状どの診療科に患者が多く集まっており地域のニーズと整合しているのか、どの診療科でどれほど赤字が計上されているのか、など今後の経営方針を検討する上で有用な情報になると考えられる。今後は、診療科別の損益計算書を作成し、診療科ごとの状況を把握し、経営方針に反映することが望まれる。	実施中		令和７年度に診療科別に収入と経費を反映させた収支資料を作成し、診療科ごとの状況を確認した。 今後はこの資料を参考に、経営状況の改善を目指す。	医療整備課

NO.	記載頁	種類	対象	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
52	138	意見	地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院	DX化の推進	経営が厳しい中で、システムの導入は費用がかかることから、すぐに対応することは難しいことも考えられるが、できる範囲から、効率化が図れるところについてはDX化を進めていくことが望まれる。	今後対応		補助金を活用したシステム導入を検討しており、各部署の業務上の課題や要望を聴取したうえで、必要な機能や運用面、費用対効果を踏まえて検討を進めている。対象としては、スマートフォン導入によるチャット利用、電子カルテへの生成AI導入による文書作成の自動化、スマートフォン完結型のインシデントレポートシステム、健診センターのWeb予約・Web結果配信等のWebソリューションを想定している。なお、各部署への聴取は完了しているが、補助金の実施有無および採択可否は現時点では未定である。	医療整備課
53	138	指摘	地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院	固定資産の現物実査	実査は、台帳に登録されている固定資産が、もれなく実在しているか否かを確認するための重要な手続きである。そのため、台帳に登録されている個数が問題ないかについても、実物を全て確認することが重要である。今後は、適切な資産管理の観点から現物実査は漏れなく行うべきである。 また、実際の数量というものは資産管理の観点から重要な情報であり、出納員が固定資産台帳をもとに現物実査計画書を作成する際に現物実査対象が漏れることがないよう、台帳の備考や、資産補足事項として実際の台数を台帳で確認できるように追記することが望まれる。	措置済	令和８年度	本指摘内容に該当する資産は、情報担当部門が所管するシステムにかかるハードウェアのみであり、実際の数量は補助台帳により管理していることから、その旨を固定資産台帳に付記することとした。	医療整備課
54	139	指摘	地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院	器械備品の移動	器械備品（固定資産）の管理マニュアルにおいて器械備品廃棄（移動）申出書の作成時期は明示されていないものの、適切な備品管理の観点、また、効果的で効率的な現物実査の観点から、器械備品を各部署間で移動する場合には、直ちに、器械備品廃棄（移動）申出書を作成するべきである。	措置済	令和８年度	器械備品の移動時には申出書の提出が必要であることについて、令和８年６月に各部門長あて通知を発出した。	医療整備課
55	140	指摘	地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院	「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿」の記載	下呂温泉病院の運用は、各申請職員等が作成した「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿」に対して各部署の命令権者が承認することであるため、「休憩時間等」についても各職員が記載するべきである。	措置済	令和８年度	「休憩時間等」については、各職員に記載を徹底するとともに、各部署の命令権者による承認を行うよう、令和８年６月に各部門長あて通知を発出した。	医療整備課
56	141	意見	地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院	競争入札の辞退に関する分析	辞退の理由を確認し、一般競争入札の状況を分析し、下呂温泉病院で解決可能な課題（業務内容等）と解決不可能な課題（相手方のリソース不足等）を識別し、解決可能な課題に対応することが望まれる。 下呂温泉病院では、立地等の要因で取引可能な事業者が限られており、競争原理が損なわれ、契約額が多額となる可能性や提供されるサービス等の質が向上しない可能性が生じることを以前から課題として認識している。また、参加事業者が限られることで、競争入札の本来の目的である公正性、透明性及び経済性が損なわれる可能性がある。競争入札の状況を把握し分析を行うことで、当該課題への対応にも役立たせることができる。 以上のことから、一般競争入札参加申請後に辞退となった場合には辞退の理由を把握し、一般競争入札の状況を分析に役立たせることで、より経済的、効率的かつ効果的な業務契約を締結することが可能となると考える。	措置済	令和８年度	一般競争入札参加申請後に辞退となった場合は、事業者に辞退の理由の聞き取りを行うこととした。	医療整備課

NO.	記載頁	種類	対象	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
57	141	意見	地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院	患者未収金分割申請の内容変更	口頭で月々の返済額を合意するのではなく、「変更申請書」等の書面で合意することが望まれる。	措置済	令和８年度	未収金の分納金額変更にあたっては、患者から「分納変更申請書」を提出させることとした。 なお、申請書の様式作成後、当該事案は発生していない。	医療整備課
58	142	意見	地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院	貸倒引当金の算定	「一般債権」と「破産更生債権等」の２種類ではなく、「貸倒懸念債権」を含めた３種類で分類し、それぞれに合った貸倒引当金を計上する必要があると考える。「貸倒懸念債権」とは、経営破綻の状況には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権を指すため、「一般債権」よりも貸し倒れる可能性が高く、「破産更生債権等」よりも貸し倒れる可能性が低い債権である。「一般債権」と経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権である「破産更生債権等」のみの分類だと、債権者が経営破綻又は実質的に経営破綻に陥るまでの間は、債務の弁済に重大な問題が生じている債権者に対する債権においても、「一般債権」として貸倒実績率を用いた一括評価で貸倒引当金の計上がなされることとなり、実態に合った貸倒引当金の計上がなされない。また、財務諸表上、貸倒引当金は資産の控除科目であるため、貸倒引当金が実態に合わず過少に計上されている場合には、債権が過大となっているため、地方独立行政法人会計基準における真実性の原則の観点からも望ましくないと考える。 以上より、債権を「一般債権」、「破産更生債権等」及び「貸倒懸念債権」に分類し、それぞれの算定方法に基づいて貸倒引当金を算定し、財務諸表上に適正に表示することが望まれる。	措置済	令和８年度	貸倒引当金の計上区分については、「一般債権」「貸倒懸念債権」「破産更生債権等」の３区分に関する記載は独立行政法人会計基準に見られるが、地方独立行政法人会計基準においては、貸倒引当金に関して次のように定められている。 【地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解P106 第32 貸付金等の貸借対照表価額より】 ２ 貸倒引当金は、債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒引当率等合理的な基準により算定する。なお、貸倒引当金の算定について、他の方法によることがより適当であると認められる場合には、当該方法により算定することができる。 この規定では、貸倒引当金は「合理的な基準により算定する」ことが求められているものの、債権を必ず３区分に分類すべきとはされておらず、必ずしも「一般債権」「貸倒懸念債権」「破産更生債権等」の３区分による運用を要するものではないと考える。 また、本件については、当院の監事である公認会計士にも確認を行っており、従前どおり「一般債権」及び「破産更生債権等」の２区分に大別して貸倒引当金を算定する取扱いで差し支えない旨の回答を得ている。	医療整備課

NO.	記載頁	種類	対象	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
59	144	指摘	岐阜県住宅供給公社	賃貸住宅事業の減損の兆候	上記より、本来は4つの賃貸不動産それぞれについて、減損の要否の判定を行うべきである。収支状況をみると、別府賃貸住宅・メゾン東大垣・花みずきの3つの賃貸住宅については、2期連続で赤字となっており、減損の兆候があるといえる。なお、事業収益は家賃収入や共益費、駐車場収入など入居者に比例するものであるのに対して、事業原価は減価償却費や維持修繕費、共用部管理費や公租公課など、入居戸数に関係なく発生するものが多い。 【図表6－7－2】各住宅の状況　略 上記でみると、花みずきは現状事業原価を賄うための戸数の半分程度しか入居していないことがわかる。今後は、上記の状況も踏まえ各住宅で減損の兆候を判定し、将来各住宅から得られる割引前キャッシュ・フローと各事業の資産の帳簿価額を比較し、適切な減損の認識・測定を行うべきである。	措置済	令和８年度	令和7年度から、公社賃貸住宅４団地それぞれについて、減損の要否の判定を行うこととした。	住宅課
60	146	指摘	岐阜県住宅供給公社	不在届の提出	入居者の不在届については、長期間住民が不在となる場合に、住宅設備の不具合や漏水・火災等の事故についての緊急時の対応や、警備を強化するなど空き巣などの犯罪リスクを回避するなどの対応が可能となることから、提出を求めているものと想定される。条例にも定められているものであり、基本的には必ず入居者には不在届を提出するよう、周知徹底するべきである。また、長期不在にする場合は転貸や不正利用等も疑われることから、利用状況を適切に把握するためにも、万が一事前に提出されなかった場合は、事後的であっても不在届を提出させるべきである。	措置済	令和８年度	新規入居者を対象に開催する説明会において、入居中に必要な手続きを説明している。 また、毎年開催する管理人会議においても、届や申請に係る留意事項を伝え、入居者に周知いただくよう依頼している。	住宅課
61	147	指摘	岐阜県住宅供給公社	物品一覧表と固定資産台帳の整合性	今後は、固定資産管理台帳と物品一覧表の整合性を確認すべきであり、一致を確認した上で、固定資産実査を行うべきである。また、事務効率化の観点からも、双方を1つの管理台帳とすることも検討されたい。	措置済	令和８年度	固定資産台帳と物品一覧表の整合性について確認を行い、一致を確認したうえで、固定資産現物実査を行うこととした。 令和７年度末において、固定資産台帳と物品一覧表の整合性の一致が図られるよう、固定資産台帳の一部修正を行った。	住宅課
62	148	意見	岐阜県住宅供給公社	タウンビル事業のリスクと管理	債務者によっては、返済が厳しくなり、条件変更を行っている先もある。年に一度事業状況報告書を提出することは、割賦未収金の今後の回収が安定的に行われるかどうか確認するためにも重要であると考える。また、県の外郭団体が実施する事業として、公社が当事業に対してどのように管理しているのかを説明できる体制にしておくことは重要である。そのため、事業状況報告書の提出について、厳しく債務者に依頼することが望まれる。また、今後も計画に応じた返済がなされるよう、債務者をモニタリングしていくことが重要である。	措置済	令和８年度	[未提出者への督促強化] 「事業状況報告書」未提出の債務者に対し、従来の「書面」督促に「電話」や「訪問」を組み合わせた多角的な督促を実施し、実施回数も増加させる。 [個別面談の実施と条件変更の検討] 返済に懸念のある債務者と定期的に面談を行って返済能力を精査し、従来の計画による返済が困難な事例に対しては、返済条件の変更等の必要な措置を講ずる。	住宅課
63	149	意見	岐阜県住宅供給公社	HP上の掲載不備	適切な情報提供の観点から、HPに不備がないよう定期的にメンテナンスを行うことが望まれる。	措置済	令和８年度	公社ＨＰの内容は、事業担当部署において定期的に点検し、発見した不備は都度修正する。	住宅課
64	149	指摘	岐阜県住宅供給公社	賞与引当金の法定福利費分の未計上	賞与に係る社会保険料（法人負担分）については、賞与引当金計上時に併せて算定し、賞与引当金に含める又は未払費用として計上する必要がある。	措置済	令和８年度	令和7年度から、賞与に係る社会保険料（法人負担分）については、未払費用として計上することとした。	住宅課
65	153	指摘	公益社団法人岐阜県森林公社	森林資産以外の資産の評価	森林資産以外の資産について、公社は建物や建物付属設備、構築物等を保有している。これらについても、時価の下落の有無について検討を行うべきである。	措置済	令和８年度	林業公社会計基準に基づき森林資産のみ評価を行っているが、監査の意見を踏まえ、建物や構築物等の森林資産以外の資産についても点検を行い、著しい時価下落等の兆候がないことを確認した。 今後も定期的な点検を通じて、適切な資産状態の把握に努める。	森林保全課

NO.	記載頁	種類	対象	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
66	153	意見	公益社団法人岐阜県森林公社	岐阜県森林公社と木曽三川水源造成公社の費用按分比率	事務の効率化のために、共同で事務を行うなどを実施することは有用である。 しかしながら、法人が異なる以上、按分比率の変更によって費用額が変わることがあり、法人の利益にも影響することから、按分基準の協定の締結にあたっては、按分比率の妥当性が検討できる形で妥結することが望まれる。なお、前期の按分比率から大きく変更がある場合は、その理由について明確にしておくことが望まれる。 また、固定資産の購入において、比較的金額が大きい固定資産で、共同で利用できるものに関しては、片方の法人で購入し、使用料等は払わずに共同で利用している場合がある。このような利用の場合、固定資産を購入していない側の費用認識は不適切になる恐れがある。また、どちらの法人が資産管理を行うのか、不正利用や資産の流用があった場合に、責任関係が曖昧になる恐れもある。今後は、別法人である以上、固定資産の共同利用においても協議書等を締結し、責任や費用負担について明確にすることが望まれる。	措置済	令和８年度	管理台帳及び設備予約システムを使い、共同利用の運用実態を常に可視化できる体制を構築している。 今後は、システムに蓄積された利用実績データをもとに、按分比率が妥当であるかを確認し、両法人において適正な費用負担が行われるよう努める。	森林保全課
67	154	意見	公益社団法人岐阜県森林公社	通行料の改定の検討	現状白山林道管理事業は、約4百万円の赤字が計上されている。これを解消するためには、通行車両を増やす、又は通行料を見直すかのどちらかになる。公社としては、白山白川郷ホワイトロードは、通常の道路ではなく、紅葉等景観も含めた観光道路の位置づけである。観光道路であることを活かし、通行車両を増やすために、公社はイベントの開催やＳＮＳを含めた宣伝に力を入れている。一方で、通行料の見直しについては近年実施していない。通行料は石川県と協議の上決定されるため、岐阜県のみで検討できない状況ではあるが、県の税金で補填されている現状を鑑み、通行料の改定について協議することが望まれる。	実施中		今後も石川県と適切に協議を行う。	森林保全課
68	155	意見	公益社団法人岐阜県森林公社	林業の人材獲得に向けた意見の聞き取りと分析	相談を受けた方全員について、斡旋までいくのが難しいのは理解できるが、少しでも斡旋につながる可能性を高くするため、相談にきたものの斡旋につながらなかった人に対して、アンケートをとるなどし、分析・対策を行った上で、斡旋につながる件数が増える対策を行うことが望まれる。	措置済	令和８年度	斡旋数を増やすため、HPの改修やイベントへの参加など引き続き様々なアプローチを実施する。	森林保全課
69	155	意見	公益社団法人岐阜県森林公社	消耗品の管理	担当者に確認したところ、来年度から、5万円未満の消耗品については、備品台帳から削除し、消耗品台帳を作成する予定とのことであった。この変更により、備品台帳は、本来備品として管理すべきもののみが計上されるため、改善されると考えられる。一方、消耗品については、通常金額が少額かつ、量が多いことが考えられ、在庫管理が目的となることから、消耗品台帳を作成するにあたっては、過度な事務負担とならないような管理を行うことが望まれる。事務の効率化も踏まえて、今後の消耗品・備品の管理を検討することが望まれる。	措置済	令和８年度	備品台帳を見直して対象外物品を除外するとともに、新たに消耗品台帳を作成した。 今後は、過度な事務負担とならないよう効率的な運用に配慮しつつ、県に準じた適切な管理を行う。	森林保全課
70	155	指摘	公益社団法人岐阜県森林公社	固定資産対象の金額	今後は、会計規程に従い、適切に判断するべきである。	措置済	令和８年度	改めてすべての固定資産台帳を確認し、適切な点検を完了した。 今後は会計規程に基づく適正な資産計上を徹底するため、担当者間での複数チェックを行い、再発防止を図る。	森林保全課

NO.	記載頁	種類	対象	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
71	156	意見	公益社団法人岐阜県森林公社	分収造林契約の満了に係る収益と損失の計上区分	林業公社会計基準第23条にあるように、「収益項目とそれに関連する費用項目と正味財産増減計算書に対応表示しなければならない」と定めており、経常収益には経常費用が、経常外収益には経常外費用が対応することが一般的である。また、林業公社会計基準注解18にあるように、金額が僅少なものを除き臨時的項目は経常外増減に属するものとして整理されている。 分収造林契約は当初、契約年から60年後を主伐開始の年と定めていたが、育成状況の変化に伴い契約年から100年後を主伐開始の年とする契約内容に変更している。契約期間の延長については、令和3年度末時点で94%が土地所有者との合意がとれている。残りの6%の契約については、従前の60年後の主伐開始のまま契約満了を迎えるものであり、令和6年度はこのケースに該当する。 令和6年度の分収契約満了に伴う収益及び費用については、契約期間の延長ができなかった一部の契約に係る分であり、臨時的項目とすることが自然であるため、分収契約解約損失として経常外費用に計上することは適切な会計処理である。一方、費用を臨時項目として計上しているのにも関わらず、対応する収益が間伐木材販売収益として経常収益に計上されることの妥当性は乏しい。令和6年度のケースでは、収益についても経常外収益として計上することが望ましいと考えられるため、令和7年度以降の会計処理には留意されたい。	措置済	令和８年度	初の事例であったことから、顧問会計士と相談の上で会計処理を行った。 当面は同様の事例の予定はないが、次回以降は、対応する収益についても経常外収益として計上するよう適正な会計処理を徹底する。	森林保全課
72	157	指摘	公益社団法人岐阜県森林公社	賞与引当金の法定福利費分の未計上	賞与に係る社会保険料（法人負担分）については、賞与引当金計上時に併せて算定し、賞与引当金に含める又は未払費用として計上する必要がある。	措置済	令和８年度	賞与に係る社会保険料（法人負担分）の算定及び計上方法を見直し、令和7年度決算から適切な計上を開始した。	森林保全課
73	161	意見	公益財団法人岐阜県スポーツ協会	各施設の収支の把握	今後の利用料改定のためにも、どの施設でどのぐらいの費用がかかっているのか、収入で賄い切れているのかを把握することは有用であると考える。共通経費が多いため精緻な分析をすることは困難であると考えられるが、例えば、面積や利用人数で按分するなどの基準を設けて、簡易的な収支分析を実施することが望まれる。	実施中		手法の検討を進め、令和８年度中に施設ごとの収支分析を済ませる。	地域スポーツ課
74	162	意見	公益財団法人岐阜県スポーツ協会	相見積もりの提出	提出される見積書は、県民の税金である県からの補助金を配分するための資料であり、金額が妥当であるかどうかを確認するために相見積もりを提出させることは重要であると考える。どうしても相見積もりを提出できない場合を除き、原則として相見積もりの提出を促すことが望まれる。	措置済	令和８年度	競技力向上対策事業（特殊器具整備事業）については、他の事業と同様に原則として競技団体に相見積もりの提出をお願いしている。	地域スポーツ課
75	162	意見	公益財団法人岐阜県スポーツ協会	理事の理事会参加	今後は、理事を選任する際に、過去の理事会出席率なども考慮するとともに、理事としての期待役割を果たしていただけるのかを含め、適正な人選であるかどうかを今以上に検討した上で、選任されることが望まれる。	措置済	令和８年度	現理事には理事会への出席を促すとともに、次期改選の際には出席率等も考慮して適正な人選となるよう協会内で意思決定済み。	地域スポーツ課
76	163	意見	公益財団法人岐阜県スポーツ協会	不要な公印の廃棄	令和7年4月1日時点で5年が経過しているため、誤使用等を防ぐためにも速やかに廃止に係る会長承認を得て廃棄されることが望まれる。	措置済	令和８年度	公印を破棄して公印台帳に破棄日を記入した。	地域スポーツ課

NO.	記載頁	種類	対象	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
77	164	指摘	公益財団法人岐阜県スポーツ協会	賞与引当金の未計上	令和7年度の決算においては、支給対象期間が令和7年12月～令和8年5月分である令和8年6月支給分のうち、令和7年12月～令和8年3月分について、令和7年度に帰属する費用として支給見込額を引当計上する必要を検討するべきである。	措置済	令和８年度	賞与引当金として貸借対照表に計上した。	地域スポーツ課
78	166	指摘	公益財団法人岐阜県スポーツ協会	償却原価法を適用している有価証券の会計処理	公益法人会計基準及び同実務指針では、下記のとおり会計処理が示されている。基本財産として保有する投資有価証券について、償却原価法による償却額は基本的に同じ資産科目である基本財産として計上することが求められている。そのため、財団の会計処理にあっても、基本財産において償却原価法を適用している場合に、その差額を毎年度資産計上する会計処理にあたっては、その他固定資産ではなく基本財産として計上すべきである。	措置済	令和８年度	保有している投資有価証券を全て基本財産として貸借対照表に計上した。	地域スポーツ課
79	170	意見	公益財団法人岐阜県浄水事業公社	運営委託業者のモニタリングについて	浄水事業公社のコスト削減は、委託業者の事業運営によるところが大きい。浄水事業公社としては、総合評価落札方式による技術提案項目に、省エネ・コスト縮減に関する事項を求めており、提案された内容は契約事項として確認を行っており、モニタリングを実施していると考えている。 しかし、現状の契約では費用の上限目標は示されているものの、技術提案には、 提案項目に対する具体的な削減目標値が示されていないため、第三者から見て目 標に対する結果がわかりにくい状況である。 委託業者に対して、浄水事業公社として求める水準でコスト削減に関する目標値を設定し、委託業者のセルフモニタリング、浄水事業公社によるモニタリングを実施し、施設運営に関するコスト削減及び委託費の削減につなげることが望まれる。	今後対応		維持管理業務は異常気象による流入量の急増等の外的要因により処理条件が変動するため、発注段階で必要な電気量や薬品等の目標値を設定することが困難である。 そのため、そのような変動要因については算定対象外とする条件を付与した上で目標値を設定することが出来ないか、現契約者と協議を行い、次期発注時（R10）に目標設定ができないか検討する。	下水道課
80	171	意見	公益財団法人岐阜県浄水事業公社	運転管理以外の委託範囲	浄水処理場施設として、機器点検に関する委託などは、委託内容によっては、現在の運転管理等の委託に含めて包括委託を拡大することを検討する余地がある。 委託している内容については、定期的に現状の委託費と、包括委託した場合の委託費を比較し、適正な業務の遂行とコスト削減を踏まえ、包括委託範囲について検討されることが望まれる。	措置済	令和８年度	監査でご意見のあった機器点検、監視業務等を含めて包括委託を行うことについて現契約者と協議を行ったが、現契約者では全ての業務を自社で行うことができないため、増加分の業務を再委託する必要があり、再委託により元請けとしての経費が発生することで現契約よりも委託額が増加することが分かった。 また、現契約者に限らず、全国で見ても運転管理業務、機器点検等の業務の全てを自社で行うことができる企業はいないことから、他社が受注した場合であっても同様と考えられます。 以上のことにより、意見をいただいたコスト削減効果は見込めないため、包括委託範囲の拡大は困難である。	下水道課
81	171	指摘	公益財団法人岐阜県浄水事業公社	賞与引当金の法定福利費分の未計上	賞与に係る社会保険料（法人負担分）については、賞与引当金計上時に併せて算定し、賞与引当金に含める又は未払費用として計上する必要がある。	今後対応		令和８年度補正予算時に賞与引当金に法定福利費分を計上する。	下水道課